

トリニダード・トバゴの入国規制措置(7月1日更新)

トリニダード・トバゴ政府は、7月1日以降の同国の入国規制措置を、以下のとおりとする旨発表しました。

- 1 2022年7月1日以降、トリニダード・トバゴへの入国には、新型コロナウイルスPCR検査、または、医療検査機関が実施する抗原検査の結果は不要となる。
- 2 トリニダード・トバゴに入国する全ての渡航者は、適切なフェイスマスクを着用する必要があり、公衆衛生規則等を遵守することが奨励される。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【参考】

トリニダード・トバゴ政府(保健省)ホームページ

<https://health.gov.tt/preparation-for-entry>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話:(国番号 1-868)628-5991/628-5992

住所:5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ:https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail:ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています